

## 川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会（以下「検討会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、川崎市のファイナンス（資金調達及び資金運用等）に関するリスクに関し、次に掲げる事項について、検討会の委員の意見を求める。

- (1) 信用リスク
- (2) 市場リスク
- (3) 流動性リスク
- (4) その他のリスク

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、川崎市が損失を被るリスクのことで、購入債券に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがある。
- (2) 「市場リスク」とは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク要因の変動により、資産・負債の価値が変動し、川崎市が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがある。
- (3) 「流動性リスク」とは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、川崎市が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、川崎市が損失を被るリスク（市場流動性リスク）。

(委員)

第4条 検討会は、地方債制度及び金融市場について優れた見識を有する者に就任を依頼する。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、財政局財政部資金課において処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年9月26日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月19日から施行する。